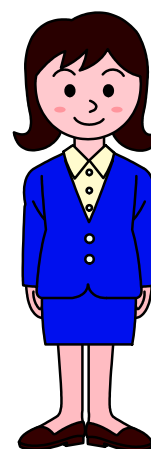


融資制度のご紹介

まず最初に融資を申し込む際のチェックポイントをおさらいします。

1. **経営者として事業に対するしっかりとした心構えを持つこと**
経営者自体の事業に対する意欲、能力がその事業を発展させる最大のポイントです。そのためには経営計画が決定されているか、現状の業績に将来性があるかどうか、経営者としての力量、実績そして健康状態等が考察されます。
2. **自分の事業の財務内容を充分把握していること**
資産内容や経営内容を他人まかせにしている経営者をよく見かけます。利益が上がっているのか、借入金がどの位あるのか等、財務内容は経営者自身が充分把握しておかなければなりません。
3. **取引金融機関との関係が密接であること**
従来の取引関係は良好であるかどうか、また名目だけの取引だけでなく実質的な内容を伴った取引関係が大切です。信頼を得ることが、企業にとって重要なポイントの一つです。
4. **必要書類の提出はすばやくすること**
借入申込時に金融機関から申し出のあった書類は迅速に提出することが大切です。また、提出する書類は当然のことながら企業の実状を正確にあらわしているものでなければなりません。
5. **保証人と担保について**
金融機関との信頼関係が充分であっても借入金額等によって保証人や担保を求められることもありますので、日ごろからの準備が必要です。
6. **借入する場合の留意点と必要書類**
 1. 登記簿謄本（法人企業のみ必要）
 2. 確定申告書、決算書（2期分）
 3. 試算表（決算後3ヶ月以上経過している法人企業）
 4. 所得税（法人税）、事業税、道市民税などの領収書
または納付証明書
 5. 借入金明細（借入先別の内訳）
 6. 許認可業種の場合、その番号と取得（更新）年月日
 7. 設備資金借入の場合はその見積書、契約書等
 8. 実印



商工会推薦による融資制度

小企業等経営改善貸付（マル経融資）

マル経融資は、小企業等経営改善資金融資制度として昭和48年に創設され、以来、多くの小規模事業者の方々に利用されています。「事業資金を借りたいが、担保も保証人も無いし・・・」といった小規模事業者の方々の経営をバックアップするために無担保・無保証人で商工会の推薦に基づき融資される国民生活金融公庫の融資制度です。

利率は平成18年10月11日現在

区分	資金用途	融資限度額	融資利率	融資期間
小企業等 経営改善 貸付 (マル経)	運転資金	550万円以内 (他に経済環境変化対策として別枠450万円以内)	2.00%	4年以内 (うち据置6ヶ月以内)
	設備資金			6年以内 (うち据置6ヶ月以内)

【マル経融資の特色】

商工会の経営指導を通じて融資の道が開けます。
安心して借入ができる国民生活金融公庫の融資制度です。
無担保・無保証人です。信用保証協会の保証も不要です。
相談料・手数料など一切不要です。

【申込資格】

従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業主の方。
商工会の経営指導を一定期間受けて事業改善に取り組んでいる方。
最近1年以上、同一商工会の地区内で事業を行っている方。
国民生活金融公庫の融資対象業種を営んでいる方。
税金（所得税・法人税・事業税・住民税）を完納している方。

【資金用途】

運転資金...仕入資金、買掛資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払、諸経費の支払。

設備資金...工場・店舗改装資金、車両購入資金、機械・設備・什器等の購入資金。
生活衛生関係業種（飲食店・理美容業等）の方は運転資金のみのご利用となります。

国の融資制度（国民生活金融公庫）

利率は平成18年10月11日現在

区分	資金用途	融資限度額	融資利率	融資期間
普通貸付	運転資金	4,800万円以内	2.30%	5年以内(据置1年以内)
	設備資金			10年以内(据置2年以内)
	特定設備資金	7,200万円以内	公庫へお尋ねください	20年以内(据置2年以内)
生活衛生一般貸付	設備資金	7,200万円~4億円以内 (業種により異なります)	2.30%	13年以内(据置1年以内)
特別貸付	各種制度がございますので、詳しくは国民生活金融公庫または商工会へお尋ねください。			

北海道の融資制度

資金名	貸付区分	融資概要・融資対象	資金用途	融資額
経営安定化資金	一般貸付	企業の経常的な事業活動における資金需要に対応する事業資金です。 中小企業者及び中小企業等協同組合等	事業資金	8,000万円以内
	小規模企業貸付	小規模企業の方が、無担保で利用できる資金です。 資本金が1000万円以下または従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の中小企業者等	事業資金	5,000万円以内
	特別小口貸付	小規模企業の方が、無担保・無保証人で利用できる資金です。 信用保証協会の無担保無保証人保証の対象となる小規模企業者	事業資金	1,250万円以内
	セーフティネット貸付	取引先の倒産や取引金融機関の経営破綻等の突発的な要因で経営に支障を生じている企業のための運転資金です。 取引先の倒産等による債権回収不能となった企業 商工会の推薦を受けた中小企業者	運転資金	5,000万円以内
	災害貸付	災害により事業活動に支障が生じている企業のための資金です。 地震・大火・風水害及び冷害等により被害を受けた中小企業者等であって、道が定めた地域内に事業所を有する者	設備資金 運転資金	8,000万円以内 5,000万円以内
事業活性化資金	創業貸付	これから新たに事業を始めようとする方や、事業を開始してから間もない企業の方がご利用できます。 これから事業を開始しようとする具体的な計画を有する者（融資額と同額以上又は事業に必要な資金の概ね20%以上の自己資金が必要）	事業資金	2,500万円以内
	ステップアップ貸付	事業規模の拡大や経営の効率化などに取組むことによって、今よりも企業が飛躍するための事業資金です。	事業資金	8,000万円以内
	ブリッジ貸付（短期資金）	公的な助成金を受けて事業を行うときや、売掛債権の回収までのつなぎの資金繰りが必要となったときに利用できる短期の運転資金です。	運転資金	8,000万円以内
	事業革新貸付	新事業の展開や新技術・新製品の開発など、事業の革新に取組む企業の方が利用できる事業資金です。	事業資金	1億円以内
産業振興資金	企業立地貸付	製造業などの特定の企業が工場や事業所の新增設を行うときに利用できる設備資金です。 道内において工場や事業所の新增設を行う北海道企業立地促進条例の対象業種事業者	設備資金	8億円以内
	観光振興貸付	観光施設の新増設を行う企業の方が利用できる設備資金です。 道内において観光施設の新増設を行う事業者	設備資金	2億円以内
経済対策特別資金	建設業対策特別貸付	事業の多角化や転換を図ることによって、従業員の雇用の維持に努めようとする建設業者の方が利用できる事業資金です。	事業資金	1億円以内
	景気変動対策特別貸付	景気の低迷によって売上が減少しているなど、経営に支障を生じている企業の方が利用できる事業資金です。	事業資金	5,000万円以内
中小企業再生支援資金		北海道中小企業再生支援協議会又は中小企業再生支援窓口の支援を受け策定した経営改善計画に基づき再生を図る中小企業者等が利用できる事業資金です。	事業資金	1億円以内

七飯町中小企業振興資金制度

【融資対象者】

七飯町に独立した事業所又は店舗を有し、引続き1年以上同一事業所を営む方で、商工会の融資適用証明を受けた方。

資本出資の総額が1,000万円以下、又は常時使用する従業員が150人（商業、サービス業は50人）以下の法人又は個人。

次のいずれかに該当する場合は原則として除かれます。

1. 町税を完納していない方。2. 商工会の会員でない方。3. 金融機関から取引停止処分を受けて復権していない方。

項 目		内 容	
融 資 条 件	資金用途	運転資金	設備資金
	融資限度額	500万円以内	500万円以内
	融資利率	年2.20%	年2.20%
	融資期間	60ヶ月以内	84ヶ月以内
	償還方法	割賦又は一時払い	割賦又は一時払い
	担保保証人	取扱金融機関の定めるところによる	
	信用保証	必要により北海道信用保証協会の保証付きとなります	
取引金融機関		函館信用金庫七飯支店、北洋銀行桔梗支店	
申込・相談先		七飯町商工会、取扱金融機関	

融資利率については平成18年4月1日現在であり、金融情勢により変動いたしますので、利用の際、申込先窓口で確認して下さい。

商工貯蓄共済融資制度

【融資対象者】

商工貯蓄共済制度に加入されている商工会員で、加入後1年以上正常に掛金を払い込み、かつ、返済が確実な方。

【融資内容等】

利率は平成18年4月現在

資金用途	返済期間	融資限度額	年 利 率		損害補填 基金率	連帯保証人
			期間	利率		
運転資金	5年以内	(融資対象積立金)(融資限度額) 50万円未満 の2倍	3年以内	0.6%	0.8%	連帯保証人 2名
		50万円以上 100万円未満 +150万円		2%		
設備資金	10年以内	100万円以上 250万円未満 +300万円	5年以内	0.6%		
		250万円以上 400万円未満 +400万円		7%		
		400万円以上 400万円以上 上限なし	10年以内	0.7%		
積立範囲内			0.32%	不要	不要	

【保証人について】

連帯保証人

法人の場合・・・代表者個人1名及び第三者1名を必要とします。

個人の場合・・・専従者または生命保険受取人のうち1名及び第三者1名とします。

第三者連帯保証人は、必要に応じ追加を求めることがあります。

【利率について】

金融情勢により毎年4月と9月に見直しされます。

【手数料について】

融資実行の際には、質権設定確定日付印手数料(700円)を申し受けます。